

南城市地域支え合い支援事業

近隣住民の助け合いにより、日常又は災害時援護が必要な世帯に対する支援体制を確立し、住民が支え合い、安全で安心して生活できる環境を整備するとともに見守りネットワークの確立を図る

《市役所》

災害対策本部
市民福祉部
地域包括支援センター 生活保護 老人福祉、障害者福祉等
一人暮らし老人台帳 障害者台帳
要援護者台帳整備



《南城市民児連》



《社会福祉協議会》



友愛訪問活動
見守りネットワーク事業
ボランティア育成
各種相談事業

情報交換

情報交換

公民館

要援護者登録申請呼び掛け
地域支援員の推薦
登録者及び登録拒否者の把握
支援マップづくり
区長・民生委員・各団体長・地域支援員
友愛訪問活動
ミニデイサービス事業の実施



地域支援員の推薦

社協発→地域行

訪問日誌報告

支援員委嘱状交付

情報提供

訪問日誌作成・配付

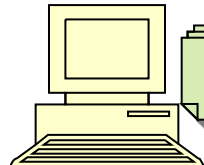
支援マップ作成協力

ミニデイ専門職派遣（看護師、指導員）

介護予防教室開催

ミニデイボランティア研修会

活動参加



要援護者登録申請

登録拒否世帯の報告

災害情報の提供

地域発→行政行

要援護者台帳関係者へ配付
登録拒否世帯の戸別訪問

支援マップ作成協力

災害時見守りパトロール

地域支援員による訪問活動



ねたきり老人



老人世帯



ミニデイへの活動参加呼びかけ



障害児・者



地域支援員による訪問活動



一人暮らし老人

要援護者の活動参加





(沖縄県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	南城市
②人口（※1）	41,478人 ()
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	65歳以上 21.1% () 75歳以上 11.3%
① 取組の概要	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯等地域の気になる世帯（要援護者）に対する見守り支援を目的に、要援護者及びそれを見守る地域支援員を登録し、日常生活及び災害時の見守り活動を実施することで、安全で安心した生活が送れると同時に、事故の未然防止に努める。
⑤取組の特徴	地域支援員より活動記録簿を提出してもらうことで、要援護者の生活状況が共有できる。介護のサービスへの橋渡し等、訪問した際に受けた相談を民生委員から専門機関へつないで課題が解決することもある。
⑥開始年度	平成21年度
⑦取組のこれまでの経緯	一つの地域で合併以前から取組んでいた「友愛訪問事業」を全地域で取組む為に、民児連、社協だけではなく行政とも連携する必要があるということで、三者が主体となって開始する。
⑧主な利用者と人数	要援護者登録：一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯 60世帯 地域支援員登録：92人
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	南城市（生きがい推進課）地域包括支援センター、南城市民生委員児童委員連絡協議会、南城市社会福祉協議会
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	活動補助金（280千円）、住民票基本台帳との照合、支え合いマップ作成への協力
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	
⑫取組の課題	要援護者の登録が増えていかない。地域支援員がなかなか見つからない。事業の認知度が低い
⑬今後の取組予定	要援護者の発掘及び登録につなげるための懇談会の開催 地域の支援者との情報交換会の開催 要項の見直し
⑭その他	市内の福祉施設・団体が加盟している「社会福祉関係機関・団体連絡会」とも連携して、災害時の支援活動につなげていきたい。
⑮担当部署及び連絡先	南城市役所 福祉部 生きがい推進課 (098-946-8985・内線216)

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を()内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





南城市地域支え合い支援事業地区別登録者数

平成25年3月31日現在

No.	支 部 名	登録者数	支援員数	No.	支 部 名	登録者数	支援員数
1	津 波 古			36	奥 武		
2	小 谷			37	志 堅 原	4	6
3	新 津			38	堀 川		
4	赤 久			39	富 里		
5	佐 敷	7	5	40	當 山	1	2
6	手 巻 根			41	屋 嘉 部	1	1
7	伊 原			42	糸 数		
8	屋 比 久			43	喜 良 原		
9	外 間			44	船 越	1	2
10	仲 伊 保			45	愛 地		
11	高 祖 崎			46	前 川		
12	新 開			47	西 原	1	2
13	北 谷	7	12	48	南 風 原	4	7
14	県 営 団 地			49	平 良		
15	県 営 第 二 団 地			50	嶺 井	2	4
16	県 営 仲 伊 保 団 地			51	嶺 井 団 地	1	1
17	志 喜 屋			52	古 堅		
18	山 里			53	福 原		
19	真 志 堅	4	5	54	島 袋		
20	知 念			55	当 間	6	12
21	吉 富			56	仲 程		
22	久 手 堅			57	大 里 団 地	1	2
23	安 座 真			58	高 宮 城	1	1
24	知 名	2	4	59	銭 又		
25	海 野			60	平 川		
26	久 原			61	稻 嶺		
27	久 高			62	大里グリーンタウン	6	11
28	県 営 団 地			63	目 取 真		
29	親 慶 原	3	3	64	湧 稻 国		
30	垣 花			65	大 城	2	3
31	仲 村 渠			66	稻 福		
32	百 名			67	真 境 名	2	4
33	新 原	1	1	68	大里第二団地		
34	玉 城			69	大里ニュータウン	1	2
35	中 山	2	2	70	第2大里グリーンタウン		
小計		26	32	小計		34	60
				合計		60	92





南城市地域支え合い支援事業要綱

平成 20 年 11 月 26 日
南城市訓令第 18 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者（以下「要援護者」という。）の支援体制を確立し、住民が住みなれた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、南城市、社会福祉法人南城市社会福祉協議会、南城市民生委員児童委員連絡協議会とする。

(協力員)

第 3 条 協力員は、地域でこの事業の推進及び啓発に協力する。

2 協力員は次に掲げる者とする。

- (1) 各字区長又は各自治会長
- (2) 各地区民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）
- (3) 各字老人クラブ会員
- (4) 各字婦人（女性）会員

(要援護者)

第 4 条 この訓令において「要援護者」とは、市内に住所を有する者で日常生活での見守りや災害時において地域での支援を必要とする次に掲げる者（施設に入所している者を除く）をいう。

- (1) おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者
- (2) おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 在宅の重度心身障害者
- (4) 介護保険の要介護認定者のうち見守りが必要な者
- (5) その他前各号に準ずる者

(要援護者の登録の申請)

第 5 条 要援護者の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「南城市地域支え合い支援事業」要援護者登録申請書（様式第 1 号。以下「登録台帳」という。）により市長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、地域での支援員（以下「地域支援員」という。）を定め、その者の同意を得るものとする。
- 3 登録台帳は、民生委員、各字区長、自治会長及び地域支援員に開示する。ただし、地域支援員への台帳開示は、対象者のみとする。





(地域支援員)

第6条 地域支援員は、要援護者に対し、次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 日常生活における声掛け、相談その他意思疎通を図るための活動
- (2) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認その他安全を確保するための活動

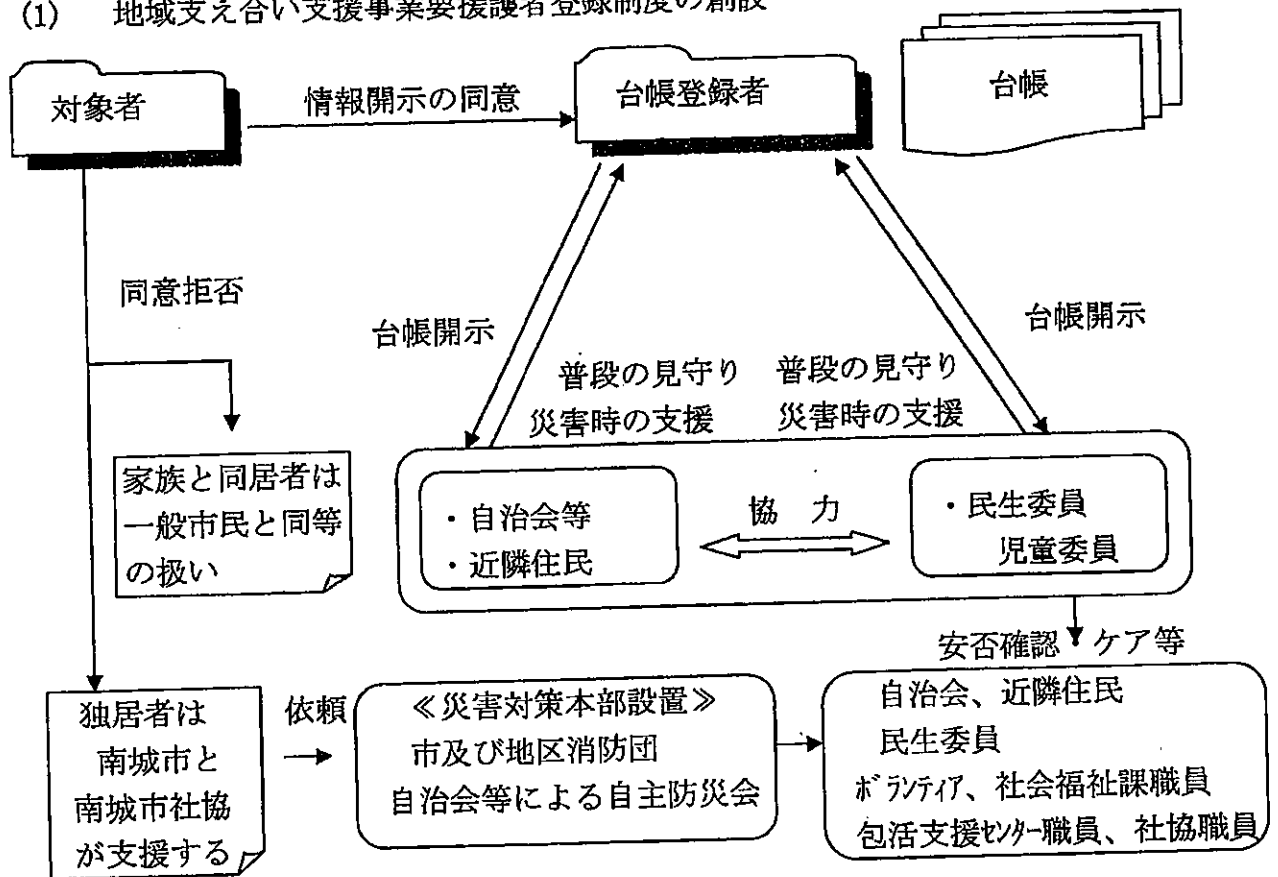
(未登録者の支援)

第7条 未登録者の支援は、各字区長、各自治会長及び民生員の協力を得て南城市が行う。

(支援体制の確立)

第8条 支援体制を次のとおり確立する。

- (1) 地域支え合い支援事業要援護者登録制度の創設



- (2) 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、民生委員と協力し、「南城市地域支え合い支援事業要援護者登録制度」の説明と登録を推進する。

(守秘義務)

第9条 協力員及び地域支援者は、知り得た要援護者及びその家族の情報を他に漏らしては





ならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 11 月 26 日から施行する。

